

令和5年度 グループ・団体等活動助成申請書について

1. 助成対象について

幸区を活動地域とし、年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかとなっている福祉のボランティアグループ及び当事者団体等で、幸区社会福祉協議会の会員、かつ自主運営を行っている概ね5人以上で構成する次のグループ及び団体に対し活動経費の一部を助成します。

- (1) 幸区を活動地域とした当会の会員であり、地域福祉の推進・普及を目的としている。
- (2) 福祉学習、地域福祉活動等の自主活動を定例で実施している。
- (3) 定期的な会員の募集を行い、かつ自主財源確保の努力をしている。
- (4) その他区社協会長が適当と認めるボランティアグループ及び当事者団体。

2. 申請について

助成金の使途については、概ね次の内容のものとなります。

自主的な事業や活動経費の一部を補うものであり、申請する経費によって対象額が異なります。

- (1) 会員対象の定例会・リクリエーション等事業費、学習機材の購入等事務費
⇒ 予算額の50%を上限として助成します)
- (2) 会員外も対象として実施する講座や行事
⇒ 予算額の70%を上限として助成します)
- (3) その他 ⇒ 運営委員会にて協議により判断します
*** 助成金は窓口交付となります。**

※申請書は区社協窓口にて配布しています

3. 提出期限

令和5年4月14日(金) <必着>

4. その他

提出の際には、必ず以下の関係書類を添付してください。

- ①令和5年度グループ・団体等活動助成申請書 ②事業計画
③年間予算書(会全体の予算書) ④前年度事業報告 ⑤前年度決算書
⑥会則(定款) ⑦会員名簿

グループ・団体等活動助成事業は「赤い羽根共同募金配分金」を財源としており、募金額により助成予算額が決定します。幸区社協ボラセンティアセンター運営委員会にて各グループ・団体の助成金額を決定いたします。

「赤い羽根共同募金配分金」の収入は年々減少しておりますが、助成金申請グループ・団体は増加しております。このような現状から、助成金額が前年度より減額となる可能性もありますのでご了承ください。

幸区社会福祉協議会では多様な地域福祉活動を支える募金を広め、財源確保に努めてまいります。

助成グループ・団体の皆様にも、広報の協力をお願いいたします。

広報物に「この事業には赤い羽根共同募金配分金の一部が使われています」等の記載や、イベント内でのアナウンスをお願いいたします。

<令和4年度 助成実績>

認定 NPO くるみ未来／手話サークル幸の会／手話サークルひまわりの会／
移送奉仕団体移送さいわい／傾聴ボランティアさいわい／
手話サークル太陽の会／幸区食生活改善推進員連絡協議会／
夢見ヶ崎プレーパークをつくる会／ちえままさろん／エーデル YS. Com／
だれでもカフェ